

その他参考資料

- 1 令和元年度 大阪府公衆浴場入浴料金審議会 答申 p1
- 2 平成 25 年度 大阪府公衆浴場入浴料金審議会 答申..... p4
- 3 確定申告書と基調調査票の比較..... p7
- 4 大阪府の賃金、労働時間及び雇用の動き..... p8
- 5 生活衛生関係営業の新型コロナウイルス感染症に関するアンケート調査結果.. p9
- 6 公衆浴場補助対策等..... p17
- 7 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律..... p18

令和元年9月10日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府公衆浴場入浴料金審議

会長 高尾 裕二



公衆浴場入浴料金改定の要否等について (答申)

令和元年7月16日付け環衛第1484号をもって諮問のあった、現行の公衆浴場入浴料金改定の要否等について、別紙のとおり結論を得たので答申する。

経営実態を把握するための「公衆浴場基礎調査」によると平成26年4月の料金改定以来、利用者人数は伸びない中、重油、ガスをはじめとする燃料費の上昇傾向がみられ、今後も営業費用の増嵩が予想される。加えて、本年10月からは消費税率が10%に上げられることから、現行料金のままでは、公衆浴場経営の維持はさらに厳しくなるものと考えられる。

一方、公衆浴場経営者は、子ども料金を無料にした「親子ふれあいデイ」など、利用者の確保に向けた種々の取組みを進めているが、利用者数の増加にはつながっておらず、公衆浴場の廃業に歯止めがかかっていない。

これらの状況を踏まえ、本審議会としては、標準浴場の会計資料を「公衆浴場経営状況調査」で改めて確認したうえで、消費税増税の影響に限定して審議し、消費税率引き上げに伴う税負担相当額を反映する改定はやむを得ないものとの結論に至った。

料金改定の時期は、消費税率引き上げに合わせて10月1日が望ましい。

大人	450円（現行440円）
中人	150円（現行据置）
小人	60円（現行据置）

算定の根拠は別表のとおりである。

なお、府内の公衆浴場は、利用者数の伸びが見込めず、廃業する施設数が増加しており、今後も楽観を許さない状況にあることから今回の料金改定にあたり、次の意見を付記する。

大阪府域の公衆浴場は今なお、生活衛生上欠くことのできない施設であり、また、地域住民のふれあいの場としての高齢者の生きがいづくりや親子のふれあい等にも貢献するなど地域に密着した施設である。今回の料金改定は消費税増税分を反映するものであるが、今後、経済情勢や利用者の動向、また経営者の高齢化など廃業理由を集積することで、浴場経営の諸状況を把握し、経営環境の改善に向けて検討する必要がある。

別表

公衆浴場入浴料金改定の検討（平成29年標準公衆浴場56施設（個人44施設）の1施設平均 単位（円））

年間入浴料金収入	15,795,698	現行料金 大人440円 中人150円 小人60円
営業外収入	1,999,705	年間営業日数 312日
		1日平均利用者数大人換算 115人

入浴者数割合（大人93% 中人4% 小人3%）

営業費用	H29実績	(A)の 消費税10%換算
	(A)	(B)
1 人件費	4,286,254	4,286,254
2 水道料(*)	876,993	893,234
3 燃料費(*)	2,260,982	2,302,852
4 電気料(*)	2,144,134	2,183,840
5 借地借家料	1,110,060	1,110,060
6 消耗品費(*)	595,840	606,874
7 保険料	295,746	295,746
8 旅費通信費(*)	183,471	185,943
9 会費交際費(*)	118,453	120,647
10 減価償却費	1,460,209	1,460,209
11 修繕費(*)	762,056	776,168
12 公租公課(**)	887,721	1,033,977
13 支払利子	105,323	105,323
14 雑費(*)	601,528	612,667
合計(G)	15,638,770	15,923,794
1日あたりの費用 (年間営業日312日)	50,124	51,038
1日大人1人あたりの営業費用(H) (入浴料金) (G) ÷ 312日 ÷ 115人	435.9	443.8
(H) - 440円	-4.1	3.8

(A)に燃料費・ 電気料・人件費 の増加率を加味 (消費税8%込) H29→令和元年	(C)	(D)の 消費税10%換算
	4,474,849	4,474,849
	876,993	893,234
	2,482,658	2,528,832
	2,141,347	2,181,001
	1,110,060	1,110,060
	595,840	606,874
	295,746	295,746
	183,471	185,943
	118,453	120,647
	1,460,209	1,460,209
	762,056	776,168
	887,721	1,033,977
	105,323	105,323
	601,528	612,667
	16,046,154	16,335,230
	51,430	52,357
	447.2	455.3
	7.2	15.3

備考
注1(*) 消費税対象項目(10%): $\times 1.1 / 1.08$
注2(**) H29実績の入浴料金収入をもとに (10%増) 8%の消費税額を差し引いて10%時の消費税額を加える 「公租公課」-「年間料金収入」 $\times 0.08 / 1.08 \times 0.5$ +「年間料金収入」 $\times 0.1 / 1.08 \times 0.5$
○簡易課税制度 「納付する消費税」=「売上に係る消費税額」 $\times 0.5$ (みなし仕入率) -「売上に係る消費税額」
注3 人件費増加率「H31年度大阪府内企業賃金改定状況」から 4.4%(2.13% $\times 2.06\%$)を採用
注4 重油価格増加率「組合重油価格資料」から9.8%を採用
注5 電気料金増加率「関西電力提供資料」から-0.13%を採用

平成26年3月27日

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府公衆浴場入浴料金審議
会 長 小 田 正



公衆浴場入浴料金改定の要否等について（答申）

平成25年12月25日付環衛第1888号をもって諮問のあった、現行の公衆浴場入浴料金改定の要否等について、別紙のとおり結論を得たので答申する。

今回実施した「公衆浴場基礎調査」及び「公衆浴場経営状況調査」によると、1日あたりの平均利用者数は前回入浴料金を改定した平成20年から約20%減少し、それに伴い、年間営業費用が入浴料金収入を上回るなど、公衆浴場経営は厳しい状況となっている。

また、最近の原油価格の上昇や円安の影響により、重油、ガス等の燃料費や電気料金が上昇傾向にあり、今後も営業費用の増嵩が予想される。加えて、本年4月からは消費税率が8%に上げられることもあり、現行料金のままでは、公衆浴場経営の維持はさらに厳しくなるものと考えられる。

一方、公衆浴場経営者は、子供料金を無料にした「親子ふれあいデイ」など、利用者の確保に向けた種々の取組みを進めているが、利用者数の減少に歯止めがかかっていない。

これらの状況を踏まえ、本審議会としては、「公衆浴場経営状況調査」並びに経済指標の動向について慎重に審議した結果、入浴料金の改定は必要であるとの意見の一致をみた。改定額については、経営内容を精査し原価計算を行ったところ、50円以上の改定が必要であったが、利用者負担をできる限り少なくするべきとの意見を考慮して、以下のとおりとした。

大人 440円（現行410円）
中人 150円（現行130円）
小人 60円（平成元年から据え置き）

算定の根拠は別表のとおりである。

なお、府内の公衆浴場は、利用者数の減少により廃業する施設数が増加しており、今後も樂觀を許さない状況にあることから今回の料金改定にあたり、次の意見を付記する。

- 1 大阪府域の公衆浴場は今なお、生活衛生上欠くことのできない施設であり、また、地域住民のふれあいの場としての高齢者の生きがいづくりや親子のふれあい等にも貢献するなど地域に密着した施設であることに鑑み、行政関係者には公衆浴場を有効な社会資源として活用し、高齢社会に対応した福祉、健康づくりに貢献できるような施策の充実を望みたい。
- 2 公衆浴場経営者には、地域の健康づくりに寄与する施設として自家風呂所有者を含めた利用者の確保に努めるとともに、中学生の利用に配慮した料金設定や自家風呂にはない質の高いサービスの提供などの府民ニーズに対応するべく積極的なPR活動を含め、更なる経営努力に取り組まれることを望みたい。

公衆浴場入浴料金改定の検討

(平成24年標準公衆浴場70施設(個人56施設 法人14施設)の1施設平均 単位(円))

別表

年間入浴料金収入	13,480,366	現行料金 大人410円 中人130円 小人60円
営業外収入	297,189	年間営業日数 312日
その他利益	784,585	1日平均利用者数大人換算 105人

入浴者数割合 (大人93.3% 中人4% 小人3%)

	(A) H24実績 (消費税5%込)	(B) (A)の 消費税8%換算	(C) (A)の 消費税10%換算
1 人件費	3,613,351	3,613,351	3,613,351
2 水道料 (*)	749,646	771,064	785,343
3 燃料費 (**)	2,286,209	2,351,529	2,395,976
4 電気料 (**)	2,282,048	2,295,821	2,335,366
5 借地借家料	726,974	726,974	726,974
6 消耗品費 (*)	549,026	564,712	575,170
7 保険料	167,394	167,394	167,394
8 旅費通信費 (*)	131,646	136,407	137,915
9 会費交際費 (*)	179,219	184,340	187,753
10 減価償却費	1,442,390	1,442,390	1,442,390
11 修繕費 (*)	554,851	570,704	581,272
12 公租公課 (***)	511,632	704,209	832,593
13 支払利子	99,454	99,454	99,454
14 雑費 (*)	675,034	694,321	707,178
合計 (G)	13,918,874	14,321,670	14,590,199
1日あたりの費用 (年間営業日312日)	44,612	45,903	46,763
1日大人1人あたりの営業費用 (H) (入浴料金) (G) ÷ 312日 ÷ 105人	424.9	437.2	445.4
(H) - 410円	14.9	27.2	35.4

(A)に 燃料費・電気料・ 人件費の増加率 を加味 (消費税5%込)	(D)の 消費税8%換算	(D)の 消費税10%換算
3,678,030	3,678,030	3,678,030
749,646	771,064	785,343
2,293,154	2,358,101	2,391,400
2,508,822	2,530,303	2,572,290
726,974	726,974	726,974
549,026	564,712	575,170
167,394	167,394	167,394
131,646	136,407	137,915
179,219	184,340	187,753
1,442,390	1,442,390	1,442,390
554,851	570,704	581,272
511,632	704,209	832,593
99,454	99,454	99,454
675,034	694,321	707,178
14,667,272	15,089,603	15,371,156
47,010	48,364	49,267
447.7	460.6	469.2
37.7	50.6	59.2

注1(*) 消費税対象項目 (8% : ×1.08 / 1.06) (10% : ×1.1 / 1.05)

注2(**) H24実績の入浴料金収入をもとに
(8%時)
5%時の消費税額を差し引いて8%時の消費税額を加える
「公租公課」-「年間料金収入」×0.05 / 1.05 × 0.5
+「年間料金収入」×0.08 / 1.05 × 0.5
(10%時)
5%時の消費税額を差し引いて10%時の消費税額を加える
「公租公課」-「年間料金収入」×0.05 / 1.05 × 0.5
+「年間料金収入」×0.1 / 1.05 × 0.5
○簡易課税制度
「納付する消費税」=「売上」に原る消費税額 × 0.5 (みなし仕入率)
-「売上」に原る消費税額

注3 人件費増加率 「H25年度大阪府内企業賃金改定状況」から1.79%を採用
注4 重油価格増加率 「大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合提供資料」から
17.8%を採用
注5 電気料金増加率「関西電力提供資料」から
12.4%を採用
注6 資本報酬 23,371,586円 × 6% = 1,402,295円
資本報酬を営業費用に加えた場合 (H) に43円加算することになる
注7 建物取得費 10,609,564円 × 5% = 530,478円
減価償却費と重なるため営業費用に加算していない
注8 人件費は、従業員のみで営業主報酬は加算していない
平均従業員数は2人

確定申告書と基礎調査票の比較

所得税青色申告決算書		
損益計算書		
科目		
売上 (収入) 金額 (雑収入含む)		①
売上原価	期首商品棚卸高	②
	仕入金額	③
	小計 (②+③)	④
	期末商品棚卸高	⑤
	差引原価 (④-⑤)	⑥
差引金額 (①-⑥)		⑦
経費	租税公課	⑧
	荷造運賃	⑨
	水道光熱費	⑩
	旅費交通費	⑪
	通信費	⑫
	広告宣伝費	⑬
	接待交際費	⑭
	損害保険料	⑮
	修繕費	⑯
	消耗品費	⑰
	減価償却費	⑱
	福利厚生費	⑲
	給料賃金	⑳
	外注工賃	㉑
	利子割引料	㉒
	地代家賃	㉓
	貸倒金	㉔
	雑費	㉕
	計	㉖
	差引金額 (⑦-㉖)	
各種引当金・準備金等	繰戻額等	貸倒引当金 ㉘
	繰入額等	専従者給与 ㉙
		貸倒引当金 ㉚
青色申告特別控除前の所得金額		㉛
青色申告特別控除		㉜
所得金額(㉛-㉜)		㉝

営業者が税務申告後の収入・経費から浴場業に係る収入・経費を抽出し記入

基礎調査	
浴場に係る収入・経費	
収入	入浴料金収入
	入浴料金外収入
経費	人件費
	水道料金
	重油費
	代燃費(電気・ガス等)
	借地料・借家料
	消耗品費
	保険料
	旅費通信費
	会費交際費
	減価償却費
	修繕費
	消費税額
	固定資産税
	支払利子
	雑費

大阪府の賃金、労働時間及び雇用の動き

毎月勤労統計調査地方調査 年報 令和元年

1 賃金の動きの年額

年	規模5人以上/年	
	常用労働者	一般労働者※
平成29	4,031,040	5,350,584
平成30	4,070,568	5,432,832
令和元年	3,999,732	5,368,548

※ 一般労働者からパートタイム労働者（一日の労働時間が一般の労働時間より短い、又は勤務日数が少ないもの）を除く

2 現金給与総額（賞与含む）の年額

産業分類	規模5人以上/年	
	常用労働者	一般労働者※
TL 調査産業計	3,999,732	5,368,548
D 建設業	5,686,236	5,856,024
E 製造業	4,659,684	5,414,892
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7,298,760	7,674,108
G 情報通信業	5,661,600	5,876,064
H 運輸業、郵便業	4,602,660	5,591,976
I 卸売業、小売業	3,870,324	5,570,592
J 金融業、保険業	5,192,244	5,723,892
K 不動産業、物品賃貸業	4,589,268	5,502,420
L 学術研究、専門・技術サービス業	5,937,492	6,409,392
M 宿泊業、飲食サービス業	1,543,932	3,962,964
N 生活関連サービス業、娯楽業	2,470,056	4,574,124
O 教育、学習支援業	4,268,088	6,359,208
P 医療、福祉	3,474,396	4,848,084
Q 複合サービス事業	5,061,816	5,943,120
R その他のサービス業	3,310,368	4,057,092

3 年間の労働時間

産業分類	規模5人以上	
	常用労働者	一般労働者※
TL 調査産業計	1,637	1,963
D 建設業	2,039	2,066
E 製造業	1,871	2,002
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,748	1,807
G 情報通信業	1,840	1,871
H 運輸業、郵便業	1,936	2,143
I 卸売業、小売業	1,615	1,975
J 金融業、保険業	1,724	1,804
K 不動産業、物品賃貸業	1,793	1,974
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,818	1,908
M 宿泊業、飲食サービス業	1,092	2,112
N 生活関連サービス業、娯楽業※2	1,387	2,052
O 教育、学習支援業	1,406	1,939
P 医療、福祉	1,471	1,876
Q 複合サービス事業	1,720	1,840
R その他のサービス業	1,666	1,894

※2 N生活関連サービス業・娯楽業
理美容業、浴場業、洗濯業、旅行業、映画館など

毎月勤労統計調査特別調査

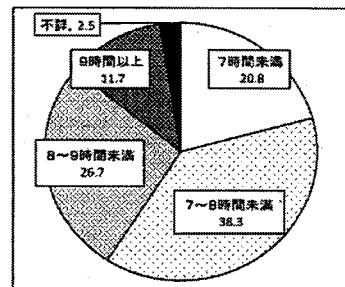
規模1～4人の 常用労働者/月(7月)	
決まって支給する給与/月	特別給与額(年)
208,287	213,982
209,321	214,196
199,075	209,488

規模1～4人の 常用労働者/月(7月)	
決まって支給する給与/月	特別給与額(年)
199,075	209,488
291,089	259,328
236,038	218,318
—	—
—	—
267,512	277,165
205,061	264,286
—	—
197,744	410,250
243,909	450,869
78,269	1,400
179,838	40,061
123,691	178,219
171,345	122,202
—	—
216,905	216,708

4 全国・都道府県との現金給与総額の比較

都道府県別	規模5人以上	
	年間合計額	格差
1 東京都	4,975,464	128.5
2 愛知県	4,180,332	108.0
3 神奈川県	4,080,192	105.4
4 大阪府	3,999,732	103.3
5 広島県	3,819,252	98.7
全国	3,871,344	100

【参考】



出展
平成29年度生活衛生関係営業経営実態調査報告
公衆浴場業（一般公衆浴場）

2020年8月4日
株式会社日本政策金融公庫

新型コロナウイルス感染症の影響で約半数の企業が“売上50%以上減” ホテル・旅館業は約9割、飲食業は約7割の企業が“売上50%以上減”

生活衛生関係営業の新型コロナウイルス感染症に関するアンケート調査結果
(生活衛生関係営業の景気動向等調査・特別調査結果2020年4～6月期)

<新型コロナウイルス感染症の影響の有無>

○ 新型コロナウイルス感染症の影響について、「影響があり、今後も影響が続く見込み」と回答した企業の割合は88.7%、「影響はあったが、現時点では収束している」と回答した企業の割合は6.9%となった。

<事業への影響>

○ 事業への影響は「売上(来店者)が減少」と回答した企業の割合が98.5%と最も多く、次いで「営業時間の短縮・変更」が65.7%、「休業(一時的なものを含む)」が53.4%となった。

<売上の減少幅>

○ 事業への影響で「売上(来店者)が減少」と回答した企業に、令和2年2～5月の売上の減少幅(対前年同期)を聞いたところ、47.8%の企業が「50%以上減少」と回答した。また、14.8%の企業が「80%以上減少」と回答した。

○ 業種別では、ホテル・旅館業は89.6%、飲食業は66.3%の企業が「50%以上減少」と回答した。

<運転資金の補てん>

○ 運転資金の補てんについて、「不足したため自己資金(代表者、役員、家族借入を含む)で補った」と回答した企業の割合は42.6%、「不足したため外部からの借入等で補った」と回答した企業の割合は38.6%となった。

<お問い合わせ先>

日本政策金融公庫 国民生活事業本部 生活衛生融資部
生活衛生情報支援グループ 担当：谷藤、一ノ瀬 TEL 03-3270-1653

【調査の実施要領】

調査時点	2020年6月中旬
調査方法	郵送調査
調査対象	生活衛生関係営業 3,290企業
有効回答企業数	3,138企業 (回答率 95.4%)
(業種内訳)	
飲食業	1,424 企業
映画館	57 企業
食肉・食鳥肉販売業	160 企業
ホテル・旅館業	187 企業
水雪販売業	55 企業
公衆浴場業	112 企業
理容業	421 企業
クリーニング業	259 企業
美容業	463 企業

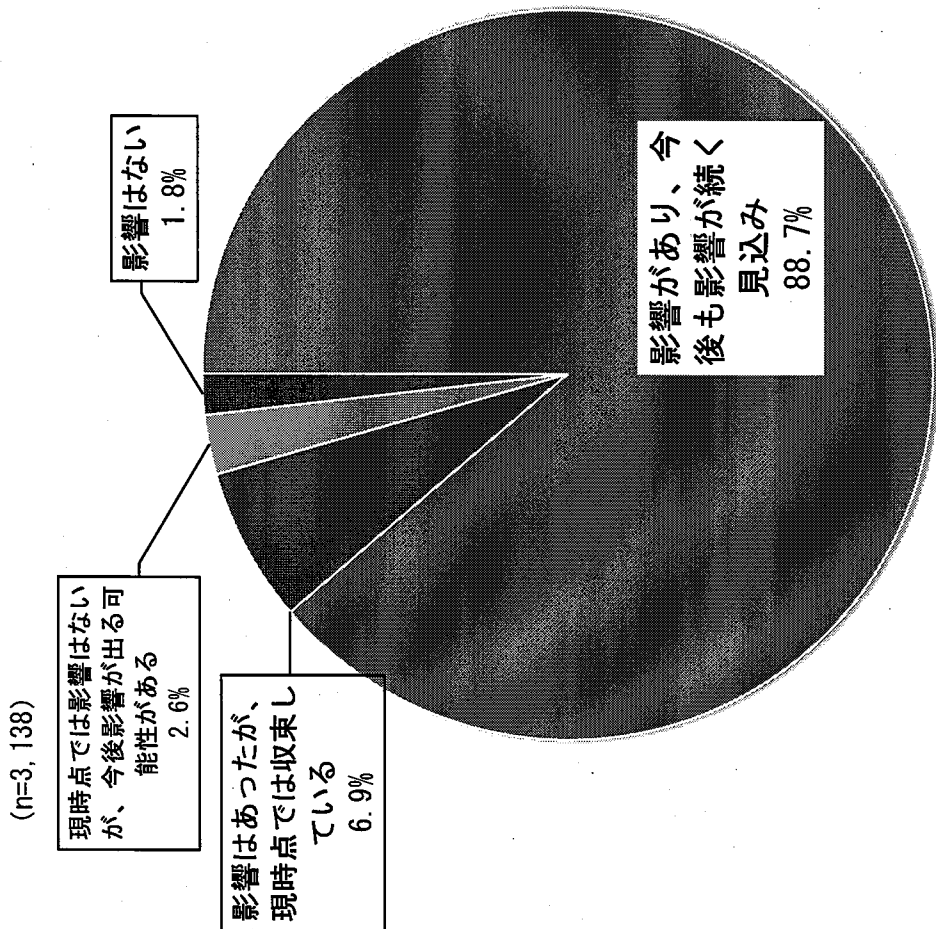
【本調査における留意事項】

- 2016年4～6月期調査時点で沖縄県を調査対象に加えている。
- 比率の算出にあたっては、無回答を除いたものを母数としている。

1 新型コロナウイルス感染症の影響の有無

○ 新型コロナウイルス感染症の影響について、「影響があり、今後も影響が続く見込み」と回答した企業の割合は88.7%、「影響はあったが、現時点では収束している」と回答した企業の割合は6.9%と回答した企業の割合は6.9%となった。

図表1 新型コロナウイルス感染症の影響の有無（全業種）



図表2 新型コロナウイルス感染症の影響の有無（業種別）

業種	見込みも影響が続く (%)	現時点では収束している (%)	現時点では影響はないが、今後出る可能性がある (%)	影響はない (%)
全業種 (n=3,138)	88.7	6.9	2.6	1.8
飲食業 (n=1,424)	96.5	2.1	0.8	0.6
食肉・食鳥肉販売業 (n=160)	77.5	6.3	6.9	9.4
氷雪販売業 (n=55)	98.2	1.8	0.0	0.0
理容業 (n=421)	74.8	15.4	6.7	3.1
美容業 (n=463)	81.0	15.8	2.4	0.9
映画館 (n=57)	100.0	0.0	0.0	0.0
ホテル・旅館業 (n=187)	99.5	0.5	0.0	0.0
公衆浴場業 (n=112)	67.0	17.0	6.3	9.8
クリーニング業 (n=259)	86.1	6.2	5.8	1.9

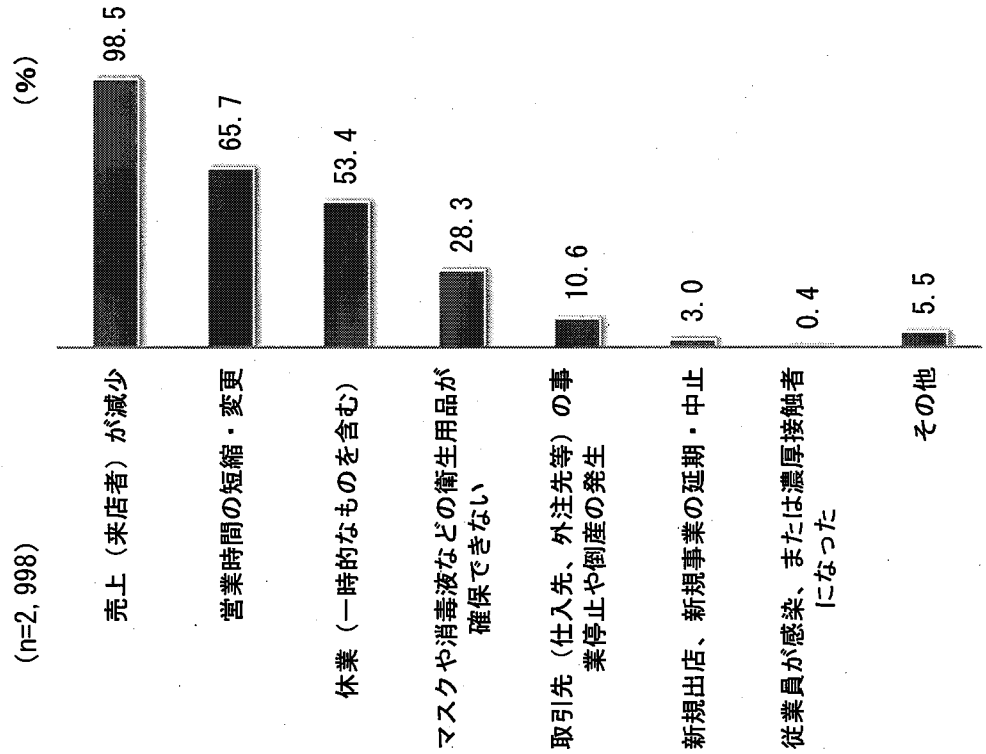
※ 全体より5ポイント以上割合が高い項目を網掛（青色）で表示

2 事業への影響

○ 新型コロナウイルス感染症の「影響があった」企業※に、事業への影響について聞いたところ、「売上（来店者）が減少」と回答した企業割合が98.5%と最も多く、「営業時間の短縮・変更」が65.7%、「休業（一時的なものを含む）」が53.4%となった。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響について、「影響があり、今後も影響が続く見込み」、「影響はあったが、現時点では収束している」と回答した企業の合計（2,998企業）。以下同じ。

図表3 新型コロナウイルス感染症の事業への影響
(全業種・複数回答)



図表4 新型コロナウイルス感染症の事業への影響（業種別・複数回答） (%)

業種	売上（来店者）が減少	営業時間の短縮・変更	休業（一時的なものを含む）	マスクや消毒液などが確保できない	取引先（仕入先、外注先等）の事業停止や倒産の発生	新規出店・新規事業の延期・中止	従業員が感染、または濃厚接触者になった	その他
全業種 (n=2,998)	98.5	65.7	53.4	28.3	10.6	3.0	0.4	5.5
飲食業 (n=1,404)	99.1	77.8	71.4	27.8	6.6	3.6	0.5	4.7
食肉・食鳥肉販売業 (n=134)	90.3	47.0	26.1	25.4	45.5	2.2	1.5	6.0
氷雪販売業 (n=55)	100.0	47.3	36.4	18.2	50.9	16.4	1.8	5.5
理容業 (n=380)	99.2	58.9	26.1	33.9	3.9	0.8	0.3	7.4
美容業 (n=448)	99.6	66.7	40.8	23.7	4.9	2.5	0.2	5.6
映画館 (n=57)	98.2	82.5	98.2	33.3	19.3	1.8	0.0	7.0
ホテル・旅館業 (n=187)	98.9	37.4	78.6	33.2	10.7	4.3	0.0	4.8
公衆浴場業 (n=94)	92.6	53.2	27.7	36.2	2.1	3.2	0.0	14.9
クリーニング業 (n=239)	98.3	40.6	13.0	26.8	27.6	0.8	0.0	3.3

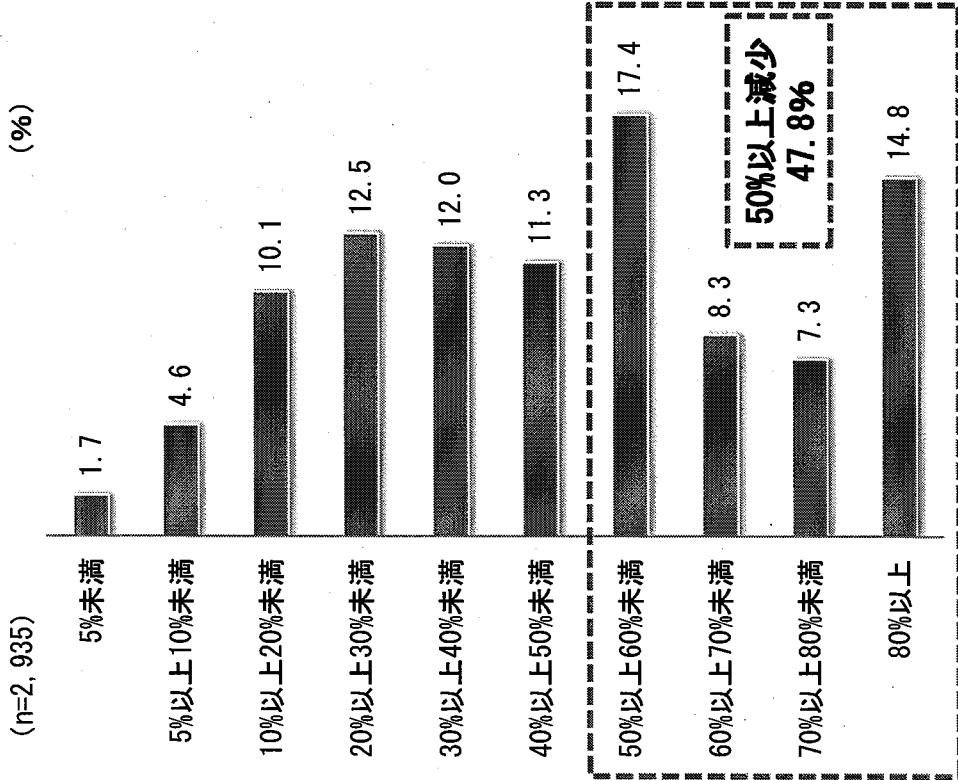
※ 全体より5ポイント以上割合が高い項目を網掛（青色）で表示

3 売上の減少幅

○ 事業への影響について「売上（来店者）が減少」と回答した企業（2,935企業）に、令和2年2～5月の売上の減少幅（対前年同期）を聞いたところ、47.8%の企業が「50%以上減少」と回答した。また、14.8%の企業が「80%以上減少」と回答した。

○ 業種別にみると、ホテル・旅館業は89.6%、飲食業は66.3%の企業が「50%以上減少」と回答した。

図表5 売上の減少幅（全業種）



図表6 売上の減少幅（業種別）

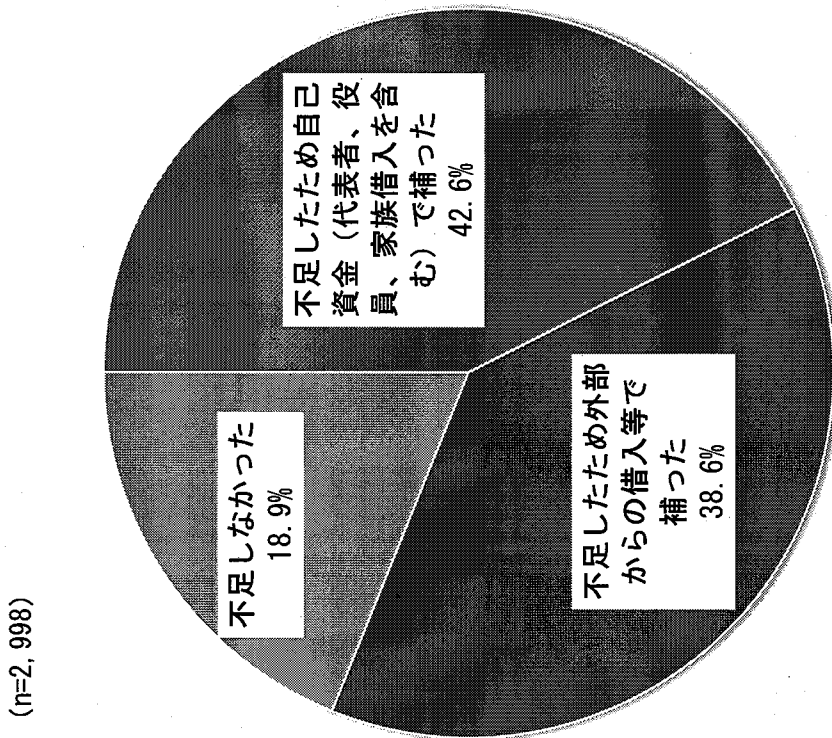
業種	5%未満	5%以上10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上60%未満	60%以上70%未満	70%以上80%未満	80%以上
全業種 (n=2,935)	1.7	4.6	10.1	12.5	12.0	11.3	17.4	8.3	7.3	14.8
飲食業 (n=1,387)	0.6	1.5	3.3	6.1	9.7	12.5	21.3	14.0	11.4	19.6
食肉・ 食鳥肉販売業 (n=121)	1.7	8.3	14.9	12.4	20.7	13.2	14.9	7.4	4.1	2.5
水雪販売業 (n=55)	1.8	1.8	1.8	1.8	7.3	7.3	12.7	12.7	14.5	38.2
理容業 (n=372)	3.0	14.2	23.1	25.8	12.4	7.8	11.8	0.3	0.3	1.3
美容業 (n=441)	1.6	4.5	18.1	20.0	17.7	15.2	19.3	2.0	1.4	0.2
映画館 (n=56)	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	1.8	14.3	7.1	17.9	51.8
ホテル・旅館業 (n=183)	0.5	0.5	0.5	1.1	2.7	4.9	12.0	9.3	13.7	54.6
公衆浴場業 (n=86)	16.3	16.3	17.4	19.8	15.1	3.5	9.3	1.2	0.0	1.2
クリーニング業 (n=234)	1.7	6.8	20.5	27.4	17.5	12.4	10.3	1.3	0.9	1.3

※ 全体より5ポイント以上割合が高い項目を網掛（青色）で表示

4 運転資金の補てん

○ 新型コロナウイルス感染症の「影響があった」企業に、運転資金の補てんについて聞いたところ、「不足したため自己資金（代表者、役員、家族借入を含む）で補った」と回答した企業の割合は42.6%、「不足したため外部から借入等で補った」と回答した企業の割合は38.6%となった。

図表7 運転資金の補てん（全業種）



図表8 運転資金の補てん（業種別）

業種	自己資金（代表者、役員、家族借入を含む）で補った (%)	外部からの借入等で補った (%)	不足しなかった (%)
全業種 (n=2,998)	42.6	38.6	18.9
飲食業 (n=1,404)	41.2	47.4	11.4
食肉・食肉販売業 (n=134)	38.1	29.1	32.8
氷雪販売業 (n=55)	50.9	34.5	14.5
理容業 (n=380)	54.2	16.3	29.5
美容業 (n=448)	49.3	32.6	18.1
映画館 (n=57)	22.8	49.1	28.1
ホテル・旅館業 (n=187)	27.3	61.5	11.2
公衆浴場業 (n=94)	34.0	17.0	48.9
クリーニング業 (n=239)	40.2	27.2	32.6

※ 全体より5ポイント以上割合が高い項目を網掛（青色）で表示

5 不足した運転資金の補てん金額（調達金額の総額）等

○ 不足した運転資金の補てんについて、「外部からの借入等で補った」と回答した企業に、補てん金額（調達金額の総額）を聞いたところ、1千万円以下の割合が66.5%となった。

図表9 資金調達の金額（業種別）

	1百万円以下	1百万円超3百万円以下	3百万円超5百万円以下	5百万円超1千万円以下	1千万円超2千万円以下	2千万円超3千万円以下	3千万円超5千万円以下	5千万円超
全業種 (n=1,156)	11.6	25.0	14.3	15.6	12.8	6.7	6.3	7.8
飲食業 (n=666)	9.3	26.1	16.1	19.7	13.5	6.2	5.6	3.6
食肉・ 食鳥肉販売業 (n=39)	5.1	10.3	7.7	10.3	10.3	17.9	28.2	10.3
水産販売業 (n=19)	10.5	10.5	26.3	0.0	21.1	10.5	5.3	15.8
理容業 (n=62)	41.9	33.9	14.5	6.5	3.2	0.0	0.0	0.0
美容業 (n=146)	20.5	36.3	17.8	13.0	7.5	2.1	1.4	1.4
映画館 (n=28)	3.6	7.1	10.7	7.1	17.9	0.0	14.3	39.3
ホテル・旅館業 (n=115)	0.0	7.8	3.5	7.8	17.4	10.4	14.8	38.3
公衆浴場業 (n=16)	31.3	12.5	6.3	12.5	18.8	18.8	0.0	0.0
クリーニング業 (n=65)	9.2	33.8	10.8	13.8	13.8	13.8	1.5	3.1

※ 全体より5ポイント以上割合が高い項目を網掛（青色）で表示
※ サンプル数30未満の業種については、参考値として灰色で表示

図表10 運転資金の調達先（業種別・複数回答）

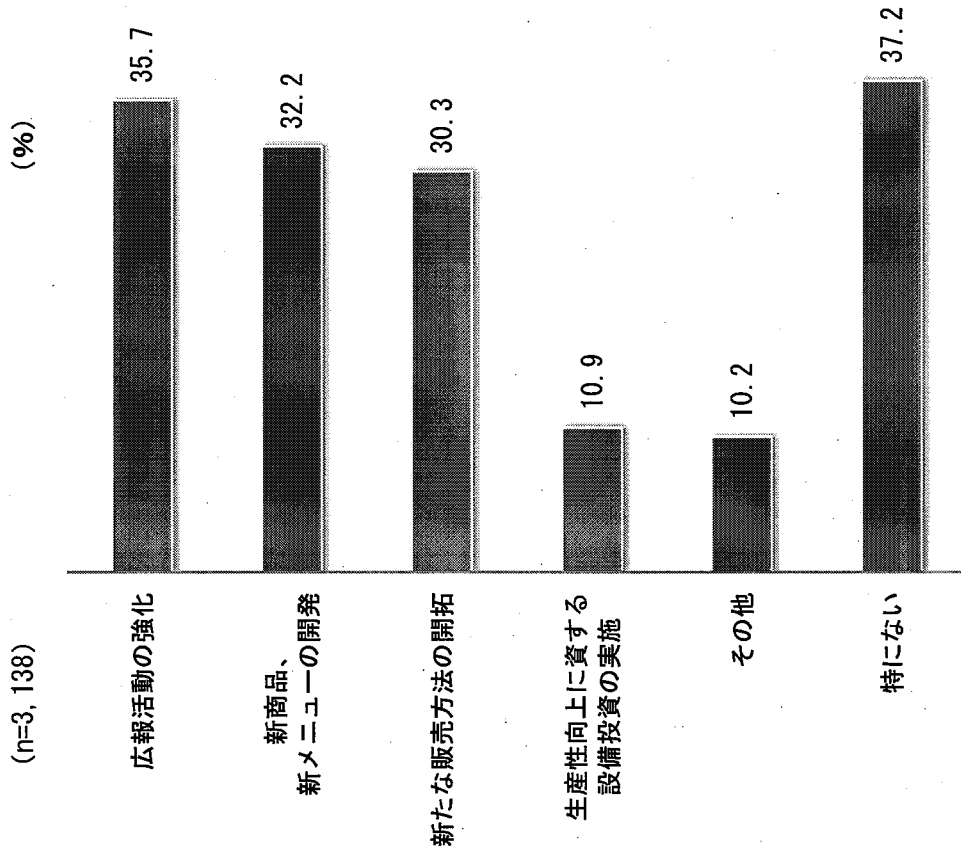
	銀行	信用金庫	信用組合	商工組合中央金庫	日本政策金融公庫	ノンバンク（信販会社、 クレジット会社、消費者 向け貸金業者等）	公的機関からの補助金・ 助成金・給付金	その他
全業種 (n=1,153)	28.8	17.7	4.0	3.2	66.8	1.6	29.1	4.2
飲食業 (n=665)	26.5	16.8	3.2	2.3	70.4	1.4	29.6	3.8
食肉・ 食鳥肉販売業 (n=39)	61.5	20.5	2.6	0.0	46.2	0.0	15.4	2.6
水産販売業 (n=19)	31.6	31.6	5.3	5.3	68.4	0.0	42.1	0.0
理容業 (n=62)	21.0	14.5	3.2	3.2	53.2	4.8	27.4	8.1
美容業 (n=146)	17.8	21.2	8.2	2.7	61.0	2.7	31.5	4.8
映画館 (n=28)	53.6	7.1	0.0	7.1	67.9	0.0	28.6	7.1
ホテル・旅館業 (n=113)	43.4	15.0	4.4	11.5	70.8	0.0	38.9	4.4
公衆浴場業 (n=16)	18.8	37.5	0.0	0.0	43.8	6.3	12.5	12.5
クリーニング業 (n=65)	30.8	20.0	6.2	0.0	66.2	1.5	10.8	3.1

※ 全体より5ポイント以上割合が高い項目を網掛（青色）で表示
※ サンプル数30未満の業種については、参考値として灰色で表示

6 収束後の取り組み予定

○ 収束後の取り組み予定について、「広報活動の強化」と回答した企業の割合は35.7%、「新商品・新メニューの開発」は32.2%、「新たな販売方法の開拓」は30.3%となった。一方で、「特にない」と回答した企業の割合は37.2%となった。

図表11 収束後の取り組み予定 (全業種・複数回答)



図表12 収束後の取り組み予定 (業種別・複数回答)

	広報活動の強化	新商品・新メニューの開発	新たな販売方法の開拓	生産性向上に資する設備投資の実施	その他	特にない
全業種 (n=3,138)	35.7	32.2	30.3	10.9	10.2	37.2
飲食業 (n=1,424)	37.1	39.6	37.4	10.5	9.3	31.0
食肉・食鳥肉販売業 (n=160)	20.6	28.1	40.0	13.8	5.0	43.8
氷雪販売業 (n=55)	23.6	12.7	36.4	9.1	7.3	49.1
理容業 (n=421)	30.9	24.9	13.1	10.2	12.6	47.0
美容業 (n=463)	35.4	32.4	20.1	8.6	12.5	41.5
映画館 (n=57)	67.9	24.6	36.8	17.5	22.8	12.3
ホテル・旅館業 (n=187)	53.5	44.9	50.8	22.5	11.2	20.9
公衆浴場業 (n=112)	33.0	8.0	5.4	13.4	12.5	50.9
クリーニング業 (n=259)	31.3	13.1	25.5	6.6	5.8	51.7

※ 全体より5ポイント以上割合が高い項目を網掛(青色)で表示

公衆浴場補助対策等(令和2年度調査)

1 高齢者対策事業(8市)

高齢者向けに低料金(無料~280円)での入浴を行っている浴場または浴場組合に対する補助

大阪市・池田市・豊中市・摂津市・東大阪市・八尾市・羽曳野市・泉大津市

2 公衆浴場衛生対策事業(府・3市)

基幹設備の整備改善を行う浴場に対する補助

大阪府・大阪市・堺市・岸和田市

3 親子ふれあい事業(2市)

地域の交流を図るため、保護者同伴の子ども(小学生以下)の入浴料金を無料にする
公衆浴場に対する補助

摂津市・東大阪市

4 公衆浴場相互交流活性化事業(1市)

公衆浴場の活性化及び公衆浴場を拠点とした住民等相互交流の促進を目的として
実施する事業に対する補助

大阪市

5 公衆浴場業生活衛生同業組合支部運営補助事業(1市)

公衆浴場業組合の活動を支援し、公衆浴場の確保を図るため浴場組合に対する補助

泉大津市

6 固定資産税の減免措置(30市町)

固定資産税の2/3を減免措置(大阪市は1/3)

大阪市・池田市・吹田市・摂津市・豊中市・高槻市・枚方市・茨木市・守口市・寝屋川市・
東大阪市・大東市・門真市・松原市・八尾市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・富田林市・
大阪狭山市・河内長野市・堺市・高石市・和泉市・忠岡町・泉大津市・岸和田市・貝塚市・
泉佐野市・泉南市

7 上水道低料金設定(33市町)

(※対象となる公衆浴場がなくなったため、低料金設定を廃止している市町村もある。)

大阪市・池田市・箕面市・吹田市・摂津市・豊中市・高槻市・島本町・
枚方市・茨木市(減免)・交野市・守口市・寝屋川市・東大阪市・大東市・門真市・松原市・八尾市・
柏原市・羽曳野市・藤井寺市・富田林市・太子町・堺市・高石市・和泉市・忠岡町・岬町
泉大津市・岸和田市・貝塚市・泉南市・阪南市

8 下水道低料金設定(32市町)

(※対象となる公衆浴場がなくなったため、低料金設定を廃止している市町村もある。)

大阪市・池田市・箕面市・吹田市・摂津市・豊中市・高槻市・島本町・枚方市・
守口市・茨木市・寝屋川市・東大阪市・交野市・大東市・門真市・松原市・八尾市・柏原市・
羽曳野市・藤井寺市・富田林市・河内長野市・堺市・高石市・和泉市・忠岡町・泉大津市・
岸和田市・貝塚市・泉南市・阪南市

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律をここに公布する。

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるように努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「公衆浴場」とは、公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第一条第一項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第四条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

(活用についての配慮等)

第四条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

2 公衆浴場を経営する者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

(貸付けについての配慮)

第五条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、その業務を行うに当たつて、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとする。

2 前項の通常の条件よりも有利な条件を定めるに当たつては、この法律の施行の際現に定められている条件及びその後の通常の条件の推移等を勘案して、有利なものになるように配慮するものとする。

(助成等についての配慮)

第六条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年五月二八日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一六日法律第三二号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。